

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

あなたの取り組みで保険料率が変わる！ インセンティブ制度

インセンティブ 制度とは？

協会けんぽの加入者および事業主の皆さまの取り組みを都道府県ごとの保険料率に反映させる制度です。

令和6年度の取り組みは令和8年度の保険料率に反映されます。



インセンティブ
制度について
詳しくはこちら

鳥取支部の令和6年度総合順位は**33位**となりました（昨年：33位）

5つの評価指標ごとの順位

①

特定健診等の
実施率

7位（昨年
34位）

②

特定保健指導の
実施率

10位（昨年
26位）

③

特定保健指導
対象者の減少率

41位（昨年
24位）

④

医療機関への受診勧
奨を受けた要治療者
の医療機関受診率

31位（昨年
43位）

⑤

ジェネリック
医薬品の使用割合

40位（昨年
13位）

協会けんぽも皆さまの取り組みを全力でサポートさせていただきますので、引き続きご協力をお願いいたします。

📞 インセンティブ制度についてのお問い合わせはこちら▶企画総務グループ TEL:0857-25-0050(音声案内④)

職場における健康づくり講座を実施しています

実施は3月末まで!
残り期間わずかです！

協会けんぽ鳥取支部では、Zoomを用いたLIVE配信による健康づくり講座を実施しています。
本講座の活用方法をご紹介します。

どこにいても受講可能！



休憩時間にも受講可能！



当日受講できなくても大丈夫！

講座とは別に事前収録した
6種類の健康づくりに関する
動画をご用意しています！
LIVE配信を受講していくく
ても、事業所に所属する方な
ら視聴可能です。



●健康づくり講座の紹介動画を作成しました

QRコード 運動に関する講座の一部分を紹介しています!!
※本事業の委託先である(株)COSPAウエルネスの
YouTubeが開きます

●健康づくり講座のメニュー等詳細はこちら

QRコード 姿勢改善や腰痛、腸活、睡眠など悩みの多
い症状を中心に10種類の講座をご用意して
います

📞 職場における健康づくり講座についてのお問い合わせはこちら▶保健グループ TEL:0857-25-0050(音声案内②)

交通事故等のケガで健康保険を使用するときは 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

交通事故など、第三者行為によりケガをした場合に、健康保険で診療等を受けたときは「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

届書をすぐに提出できないときは、取り急ぎ事故等の状況をお電話等でお知らせいただき、後日、できるだけ早くご提出をお願いします。

このようなときは届出が必要です



交通事故



暴力行為



他人の飼い犬にかまれた

等

なぜ届出が必要?

本来、加害者（相手方）が治療費を負担することが原則ですが、健康保険を使用した場合、協会けんぽが治療費を一時的に立て替えて支払うことになります。

後日、協会けんぽが加害者（相手方）に対して立て替えた費用を請求するために、「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。

《届出いただく書類》



- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書
- 同意書
- 交通事故証明書（交通事故の場合。「物件事故」の場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」が必要となります。）

！ 注意！

仕事中・通勤中のケガの場合は労災保険の対象となるため、健康保険は使用できません。労災保険については、管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。



照会文書

協会けんぽではケガの原因を確認するために、被保険者様宛に負傷原因の照会（文書照会）を行なことがあります。照会文書が届きましたらご回答をお願いいたします。



第三者行為による傷病届等について詳しくはこちら



申請書様式・添付書類についてはこちら

📞 第三者行為による傷病届についてのお問い合わせはこちら▶レセプトグループ TEL:0857-25-0050(音声案内③)

最新情報を続々配信中！
LINE公式アカウント、メールマガジンの登録をお願いします！



LINE公式アカウント



メールマガジン



全国健康保険協会 鳥取支部
協会けんぽ

〒680-8560
鳥取市今町2丁目112番地
アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

TEL

0857-25-0050(代表)